

さかいまち 議会だより

No.165

平成26年2月1日発行

編集発行・茨城県境町議会
広報編集委員会
〒306-0495 境町391-1
TEL. 0280-81-1316
FAX. 0280-87-5873
ホームページアドレス
<http://www.town.sakai.ibaraki.jp>



境達磨市

議会議長 関 稔



平成26年最初の「議会だより」発行にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

皆さまには、日頃から境町議会に対し、ご理解・ご支援を賜り、誠にありがとうございます。この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

昨年は、東日本大震災の復興が思うように進まない中、伊豆大島や国内各地で大きな自然災害が発生し、多くの方々の平穏な日常生活が、一瞬のうちに奪われました。一日も早い復興を祈念するとともに、日本が元気を取り戻し、明るい夢や希望を抱ける年になりますことを心から願っております。

また、この深く悲しい出来事を契機として、今、改めて地域の人々が支え合うことの重要性が再認識されております。

一方、2020年のオリンピック・パラリンピック東京開催が決定したという喜ばしい話題もございました。オリンピック・パラリンピックがもたらす人間の持つ可能性への限りない挑戦は、大きな力となるはずです。さらには、震災からの復興を成し遂げた姿と、全世界の人々をもてなしことは、世界中から寄せられた支援に対する感謝の気持ちを表す最も効果的なものでもあります。

さて、圏央道関係ですが、境（仮称）インター「エンジ」の名称が昨年12月に正式決定されまして、「境古河インター」（エンジ）と命名され、当インター「エンジ」までの開通が平成26年度との公式発表がありました。議会は、昨年の改選から半年以上経過し、その間、圏央道周辺開発調査特別委員会を設置し、税収や雇用の拡大など、圏央道の波及効果を最大限まちづくりに生かすための施策を協議、検討しております。

また、これまでの社会・経済情勢を鑑み、議員一人一人の資質の向上に努めるとともに町経費の削減に力ををしてまいりました。

しかし、いまだに厳しい経済状況の中、行政改革の一環として、昨年12月定例会において、議員定数を現行の14名より1名を削減して、13名とする条例改正を行ったところです。更には、基幹産業である農業の振興や商工業の活性化、高齢者・住民福祉、少子化対策など、境町発展のための課題の解決に向け日々取り組んでおります。

私たち議員一同、町民の代表として、その役割と責任の重さを自覚し決意も新たに、安心安全で思いやりのある境町の実現に向けて取り組みより豊かで魅力あるまちづくりに全力で尽くしてまいりますので、なにお一層のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びに、新しい年が町民の皆さんにとって、実り多き年になりますことをご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年も、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

今定例会の概要

平成25年第4回定例会が12月9日から13日まで5日間の会期で開かれ、境町税条例の一部を改正する条例案「境町議会議員の定数を定める条例案」や各種会計一部を改正する条例案」などが提出されました。

提出議案の内容と審議結果

条例の改正

○境町税条例の一部を改正する条例案

【原案可決】

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日公布され、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一体化等に係る部分に関する改正を行った地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、条例の一部を改正するもの。

○境町介護保険条例の一部を改正する条例案

【原案可決】

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され延滞金の割合等について見直しが行われたことに伴い、この条例の一部を改正するもの。

議員提出議案

○境町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

【即日原案可決】

議員定数を現行の「14名」より1名を削除して「13名」に改める。(平成26年1月1日から施行し、施行の日以降の一般選挙から適用する。)

補正予算

○平成25年度境町一般会計補正予算(第4号)

【原案可決】

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4千482万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4千431万3千円とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1千272万5千円とするもの。

歳入の主なもの

- ・障害者福祉費負担金 137万9千円
- ・子ども・子育て支援システム等 費補助金 324万円
- ・新規就農支援事業費補助金 150万円
- ・後期高齢者医療特別会計繰入金 2千488万3千円
- ・財政調整基金繰入金 973万3千円
- ・歳出の主なもの
・防犯対策費として防犯カメラ 5基の設置 105万円
- ・障害者福祉費 446万8千円
- ・医療福祉費 164万1千円
- ・児童福祉総務費 531万6千円
- ・農業振興費 150万円
- ・湛水防除費 530万円
- ・商工振興費 150万円
- ・公共下水道費 1千7万9千円

○平成25年度境町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

【原案可決】

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千488万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2千467万2千円とするもの。

○平成25年度境町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

【原案可決】

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千220万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4千431万3千円とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千220万9千円を追加するもの。

町道路線の廃止について

○境町大字山崎字松崎地内において用途廃止申請により、当該路線を廃止して、普通財産に切り替えるもの。

【原案可決】

町道2520号線
境町大字山崎字松崎508番3地先～同所同番1地先
・延長111・2m

所管事務調査

総務委員会

総務員会では、去る10月23日から25日までの日程で、北海道二セコ町の「二セコ町まちづくり基本条例」

について視察研修を実施してまいりました。今般の視察テーマの自治基

本条例は、住民自治に基づいた自治

体運営の基本原則を定めた条例であ

ります。平成13年4月に二セコ町

で制定された、「二セコ町まちづくり基

本条例」が全国で初めての条例

施行と言われており、その後、全国

的に自治基本条例を制定した自治体

が多く生まれ、更には条例制定に向

けた検討や準備が住民との協働で様

々な形で取組まれています。

「二セコ町まちづくり基本条例」の概要につきましては、まず、まちづくりの基本原則として、町民がまちづくりに関する情報を町側と共有すること、また、町は町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において町民の参加を保障することとしており、情報の共有においては町民が必要な情報の提供を受ける権利を有することについて明記されています。

また、まちづくりの協働過程においては、町側の誰が政策を発案したか、どういう住民参加の手続きを踏んだのか、総合計画上の根拠はあるか、他の自治体ではどのように実施しているのか等について情報提供に努めることとしており、説明責任をはたすよう規定されています。

なお、町民投票制度を設けることの根拠規定を置き、具体的な事項は事案に応じて別に条例で定めることとし、他の条例等との関係については、「この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。」と定め、本条例の「最高法規性」が担保されています。

さらに、条例に基づく主な実践的取組みとして、町民が主体的なまちづくりを進めていくためには、住民がその問題に対する情報を持つていなければ十分な議論を行うことができないとの理念に基づき、住民と行政は情報を共有することが不可欠であります。このようにことから、「二セコ町まちづくり基本条例」は、町民をまちづくりの主体として明確に位置づけ、住民参画を基本理念として、これを具体化するための種々の手続き等を定めているところを最大の特色としています。二セコ町では、これまでの住民参加の実績があつてこの条例を制定することができたとのことでですが、条例の制定によって住民参加の気運がさらに盛り上がり、住民協働のまちづくりが進められています。

また、この条例は、町がこれまで実施してきた町民との対話や情報公

情報の検索性を高め、情報を高度に利用することです。そのため、文書の私物化を徹底的に排除し、文書情報を共有化することで、誰でも情報を利用することができるようになります。また、町の予算は、町民のものと同一原則から、行政には毎年度の予算を町民にわかりやすく説明する責務があるとのことから、二セコ町では、法律で定める通常の予算書では伝わらない具体的な内容を町民にわかりやすく伝えるため、平成7年度からは、予算説明書「もつと知りたいことの仕事」を作成し、毎年5月に町内全世帯へ無料配布しているとのことでした。本書は、すべての事業に加え、町の財政状況についても町の町債や基金の額、町長や職員の給料の状況などが掲載されており、各事業の掲載方法は、予算費目や担当部署ごとに掲載するのではなく、総合計画に基づいた事業の分野別に分類され、地方財政健全化法に対応した健全化判断比率の状況についても掲載されています。

このようしたことから、「二セコ町まちづくり基本条例」は、町民をまちづくりの主体として明確に位置づけ、住民参画を基本理念として、これを具体化するための種々の手続き等を定めているところを最大の特色としています。二セコ町では、これまでの住民参加の実績があつてこの条例を制定することができたとのことでですが、条例の制定によって住民参加の気運がさらに盛り上がり、住民協働のまちづくりが進められています。

開制度などを取り込み、これらの個別施策に根拠付けをしていきますが、さらには、教育、環境、福祉及び産業などの分野ごとの基本条例の制定を展望しています。この条例のもとに分野別条例が制定されることで、「縦割り」でバラバラになりがちな個別施策が総合化、体系化されるとが期待され、まちづくり基本条例を制定した最大の意義はここにあることでした。

なお、本条例は、この条例 자체の4年ごとに見直しを行うという課題を町当局に課した規定を設けていることから、見直しの積み重ねの中で町民の皆さんも、町職員も成長を遂げており、住民協働のまちづくりに向けた大きな効果が着実にあらわれてきているとのことでした。



ニセコ町にて

務委員会の所管事務調査の概略ですが、今回の視察を通して、自治体が抱える地域社会の課題に対しても、自治運営の基本的な理念やまちづくりのルールについて具体化し、住民協働のまちづくりを進めていくため町民と行政が果たすべき役割を定める自治基本条例について、さらに理解を深める研修になりました。

以上が、今般実施いたしました総務委員会の所管事務調査の概略ですが、今回の視察を通して、自治体が抱える地域社会の課題に対しても、自治運営の基本的な理念やまちづくりのルールについて具体化し、住民協働のまちづくりを進めていくため町民と行政が果たすべき役割を定める自治基本条例について、さらに理

日・14日、兵庫県神戸市の「生きる力を育む防災教育」について、及び、阪神・淡路大震災記念、「人と防災未来センター」について視察研修を実施してまいりました。

神戸市においては、平成7年1月

ままで、防災教育の在り方を大きく変えることとなりました。子供たちに「自分の命は自分で守る」危険回避能力をつけることや、全国から集まつててくれた多数のボランティアの方たちの活動の様子や思いを知ることから、助け合いの精神や感謝する心を養うとともに、家族や地域の人たちとの絆の大切さを感じさせていくことを目的とした、「生きる力を育む防災教育」です。

地震や津波などの大規模災害が起きた場合においては、どうしても被害の発生は生じてしまうものです。

そこで、いかに被害を小さくとどめられるかという「減災」の考え方が重要になります。減災とは、平常時から災害を予防するための準備、災害発生時における被害の抑制、さらに復旧時における二次的被害の抑制を指します。

神戸市においては、大規模災害の体験を踏まえ、防災にとって必要な教育の方向性が示され、災害時に起これるあらゆる場面を考え、被害を最小化するための方策を創り出し想定外のものを減らしていくことが大切であるとのことでありました。

しかしながら、災害を体験してい

しがあり、実際に家を失い大切な家族を亡くした子供たちもいれば、被害が少なかつた地域の子供もいるなかで、相手に寄り添い、痛みを理解することは、人と人とのつながりをつくるうえで欠かせないことです。そのため、「思いの共有化」を図るために、当時の教育委員会は、副読本「幸せ運ぼう」を震災直後に作成しました。

「人間としての在り方、生き方を考

えて、防災教育に取り組んできた経緯について報告がありました。

現状における学習指導要領には、

「防災教育」の時間は設けられています。この時間は、教科との関連を図り指導要領の内容を防災教育の「主題」

に照らし合わせ、授業内容を工夫しているということです。平成24年度

に、局地的な大雨による増水事故で死者が出たことから、風水害など自然災害に対する見直しを行い、「自然災害から身を守るために何ができるか」を指導すること」を指導してきました。

「人と防災未来センター」には、大震災関係の展示だけでなく、災害時

の現地支援等の調査研究機関が置かれていました。

産業建設委員会では、去る11月27日に国の関係機関を訪問し、「建設業の現状と課題について」の研修をしてまいりました。

現在の建設業を取り巻く環境について、建設企業関係では、建設投資の急激な減少に伴い、受注競争が激化し、受注高の減少やダンピング受

付を立ちはだけています。プロジェクトが立ち上げられています。プロジェクトの内容としては、大規模

災害発生時に災害対策を統括する機関に適切な情報提供を行い、被災地の被害軽減と復旧・復興に貢献する

ために、震災などの大規模災害およ

び防災に関する資料の収集・データ

ベース化を継続して行うとともに、

災害対策にかかる防災教育と人材育

成を行い、減災社会の実現に向けた

教育民生委員会

しきがあり、実際に家を失い大切な家族を亡くした子供たちもいれば、被害が少なかつた地域の子供もいるなかで、相手に寄り添い、痛みを理解することは、人と人とのつながりをつくるうえで欠かせないことです。

そのため、「思いの共有化」を図るために、当時の教育委員会は、副読本「幸せ運ぼう」を震災直後に作成しました。

「人間としての在り方、生き方を考

えて、防災教育に取り組んできた経

緯について報告がありました。

現状における学習指導要領には、

「防災教育」の時間は設けられていません。この時間は、教科との関連を図り指導要領の内容を防災教育の「主題」

に照らし合わせ、授業内容を工夫していっているということです。平成24年度

に、局地的な大雨による増水事故で死者が出たことから、風水害など自然災害に対する見直しを行い、「自然災害から身を守るために何ができるか」を指導してきました。

「人と防災未来センター」には、大震災関係の展示だけでなく、災害時

の現地支援等の調査研究機関が置かれていました。

産業建設委員会では、去る11月27日に国の関係機関を訪問し、「建設業の現状と課題について」の研修をしてまいりました。

現在の建設業を取り巻く環境について、建設企業関係では、建設投資の急激な減少に伴い、受注競争が激化し、受注高の減少やダンピング受

付を立ちはだけています。プロジェクトが立ち上げられています。プロジェクトの内容としては、大規模

災害発生時に災害対策を統括する機

関に適切な情報提供を行い、被災地の被害軽減と復旧・復興に貢献する

ために、震災などの大規模災害およ

び防災に関する資料の収集・データ

ベース化を継続して行うとともに、

災害対策にかかる防災教育と人材育

成を行い、減災社会の実現に向けた

産業建設委員会



神戸市にて

産業建設委員会では、去る11月27日に国の関係機関を訪問し、「建設業の現状と課題について」の研修をしてまいりました。

現在の建設業を取り巻く環境について、建設企業関係では、建設投資の急激な減少に伴い、受注競争が激化し、受注高の減少やダンピング受付を立ちはだけています。プロジェクトが立ち上げられています。プロジェクトの内容としては、大規模災害発生時に災害対策を統括する機関に適切な情報提供を行い、被災地の被害軽減と復旧・復興に貢献するために、震災などの大規模災害および防災に関する資料の収集・データベース化を継続して行うとともに、災害対策にかかる防災教育と人材育成を行い、減災社会の実現に向けた

の下落等就労者の労働環境が悪化し、新規就労者の減少や高齢化が進行しています。

建設業就労者の年齢層は、平成24年度には、約3割以上が、55歳以上で、29歳以下は約1割程度とのことです。技能労働者いわゆる職人の賃金関係については、平成24年度の全職種単純単価平均賃金は、1万6千504円ということで、平成12年度比で、18%の減額となっていることから、将来の担い手の確保、技術の継承等に懸念があるということです。

今後の課題に向けた取り組みについては、公共工事設計労務単価の引き上げを契機とした建設就労者の待遇改善として、社会保険への加入を徹底し、前年度比15・1%引き上げを行い、ダンピングを防止し、適正な価格での契約、技能労働者への適切な水準で賃金を支払い、社会保険加入の徹底等の取り組みを推進していることです。

若年者の入職促進のため最低限条件である社会保険未加入者対策について、行政、元請企業、下請企業関係者が一体となって取り組みを進めしており、平成29年度を目途に企業単位で許可業社の加入率100%を目指すとのことです。低入札価格調査基準の見直しについては、ダンピング受注防止策として、低入札価格調査基準の一般管理費の算入率を30%から55%に引き上げることによって標準的な土木工事において、予定価格に対する低入札価格の割合が約86%から88%に上昇する見込みです。

公共事業関係費の確保については長期に続いた公共事業費の削減の流れに歯止めをかけ、今後の経営の見直しを示す上で、平成26年度当初予算での公共事業関係費の取り扱いが極めて重要となっています。

今後、地域の建設産業及び入札契約制度の在り方の検討することで、現場の深刻な担い手不足、インフラ安全度の低下等に対応するには、これまでの問題点の改善のほかにダンピング受注の防止や行きすぎた価格競争の是非など入札契約等の制度改革も必要とのことでした。



衆議院議員会館にて

(会議の諸原則)

会議の原則というのは、過去の幾件である社会保険未加入者対策について、行政、元請企業、下請企業関係者が一体となって取り組みを進めしており、平成29年度を目途に企業単位で許可業社の加入率100%を目指すとのことです。低入札価格調査基準の見直しについては、ダンピング受注防止策として、低入札価格調査基準の一般管理費の算入率を30%から55%に引き上げることによって標準的な土木工事において、予定価格に対する低入札価格の割合が約86%から88%に上昇する見込みです。

公共事業関係費の確保については長期に続いた公共事業費の削減の流れに歯止めをかけ、今後の経営の見直しを示す上で、平成26年度当初予算での公共事業関係費の取り扱いが極めて重要となっています。

○議事公開の原則

会議は、傍聴・議事内容の公刊などの方法によって公表し、会議録については、閲覧や抄本の交付を認めるべきとする原則があります。議事公開の原則の例外として秘密会があります。

○定足数の原則

会議の開催には、一定数以上の出席議員が必要とする原則で、本

議会の仕組みとは

会議では、議員定数の半数以上、委員会では、委員定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができません。

○過半数議決の原則

会議の表决においては、原則として議員全体の半数以上の多数をもって決すべきとされます。

○議員平等の原則

会議を構成する議員は、新旧・性別・年齢・貧富・学歴・社会的地位・所属政党等を問わず法律上において、平等です。

○一事不再議の原則

会議では、同一会期においては、同一の事件を再び取り上げて議題としない原則で、会議が非能率となることを防ぐこと、同一事件が決後に否決されることとなれば、議会として二つの意思が存在することになり、議会の権威の観点から好ましくはない。

○会期不継続の原則

会議の各会期は、独立しております。前後の会期とは何ら関連をもたない。議案は、会期終了と共に廃案となり、次期の会期において、同一の議案が提出されても一事不再議の原則には抵触しない。例外として、会議は、言論の府と言われており、議員活動の基本は言論であつて、問題はすべて言論によって決定されるのが建前です。議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障しています。

しかし、発言が自由であるからといって、どんな発言も許されるというものではありません。たとえば、議場の秩序を乱すもの、品位を落とすもの、個人のプライバシーに関するもので、許されるものではありません。また、発言の内容によっては、自己の政治的内容によっては、自分の政治的

道義的責任を問われることもあり、さらには懲罰の対象となることもあります。議会は、これらの原則に則り会議の主宰者である議長が、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、運営されます。

(委員会制度)

議会は、議員全員が一堂に会して全ての議案を審議するのが理想ですが、行政が著しく多様化し、専門化し、本会議のみでは、多数の議案を能率的に処理することは不可能です。それ専門部門別に審査を分担するものが委員会制度です。委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があり、委員の互選により委員長及び副委員長を置きます。常任委員会は、その部門に属する事務調査、議案、陳情等の審査を行います。本町には、三常任委員会（総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会）があり、議員は必ずいずれかの常任委員会に所属しています。

常任委員会の活動は、原則として議会定例会の会期中となります。議会運営委員会は、会期の決定、議事日程、意見書・決議の取り扱い、会議規則や委員会条例等に関する事項などがあります。特別委員会は、必要な場合の議会の議決で設置するもので、特定の事件について、審査するため設置されます。本町では、条例の審議や契約、請願、陳情など、ほとんどの議案を議会の議決を得て常任委員会へ付託して審査しております。

さて、2月の発行になりますこの議会だよりは、昨年12月初旬に開催された定例会の報告が主な内容になっています。皆様ご存じのとおり、提出された一般質問を議員全員が取り下げ、異例の事態となりました。大変お騒がせしましたことをまずお詫び申し上げます。しかし、この事に対しまして、議員一人一人がそれぞれの思いのある中で行つた事であるという事を町民の皆さんにご理解頂きたく思います。その思いをこの紙面で紹介出来ないのがもどかしく思います。真実の全ては、限られた書面では伝えられないかとは思いますが、出来る限りの方法で、皆様に伝える努力をする事が、広報の責務と考えます。

つきましては、議会を傍聴して頂くことが大切だと思いますが、お時間がなくて傍聴できない町民の皆様にとっても、眞実の伝えられる議会だよりにしていくことを検討課題としてまいります。

(青木 徹)

編集後記

◎広報編集委員会

委員長	委員長	委員長	委員長	委員長
副委員長	副委員長	副委員長	副委員長	副委員長
青木 健司	青木 漢野	青木 漢野	青木 漢野	青木 漢野
櫻井 青木	飯田 青木	飯田 青木	飯田 青木	飯田 青木

インフルエンザの流行のピークは1月の下旬から2月の中旬だと聞いております。まさにこの議会だよりが皆様の手に届くころには、流行の